

七 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

改正案	現行
目次 第一章第五章（略） 第五章の二証券取引清算機関等 第一節証券取引清算機関（第一百五十六条の二―第一百五十六条の二十） 第二節雑則（第一百五十六条の二十一・第一百五十六条の二十二） 第五章の三証券金融会社（第一百五十六条の二十三―第一百五十六条の三十七） 第六章第九章（略） 附則 第二条（略） （略） この法律において「証券業」とは、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。 一（略） 二 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清	目次 第一章第五章（略） （新設） （新設） （新設） 第五章の二証券金融会社（第一百五十六条の二―第一百五十六条の十六） 第六章第九章（略） 附則 第二条（略） （略） この法律において「証券業」とは、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。 一（略） 二 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理（有価

算取次ぎを除く。)又は代理(有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、第七号に掲げるものを除く。)

三 (略)

三の二 有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引若しくは有価証券店頭指数等スワップ取引(以下「有価証券店頭デリバティブ取引」という。)又はこれらの取引の媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)若しくは代理(以下「有価証券店頭デリバティブ取引等」という。)

三の三 有価証券等清算取次ぎ

四〇七 (略)

⑨⑳ (略)

㉔ この法律において「有価証券等清算取次ぎ」とは、証券会社、外国証券会社(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。)又は登録金融機関(第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下第六十四条の七第五項までにおいて同じ。)が証券取引清算機関の業務方法書の定めるところにより顧客の委託を受けてその計算において行う対象取引(次項に規定する「対象取引」をいう。以下この項において同じ。)であつて、対象取引に基づく債務を当該証券取引清算機関に引き受けさせることを条件とし、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

一 当該顧客が当該証券会社、外国証券会社又は登録金融機関を代理して成立させるものであること。

証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、第七号に掲げるものを除く。)

三 (略)

三の二 有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引若しくは有価証券店頭指数等スワップ取引(以下「有価証券店頭デリバティブ取引」という。)又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理(以下「有価証券店頭デリバティブ取引等」という。)

(新設)

四〇七 (略)

⑨⑳ (略)

(新設)

二 当該顧客がその委託に際しあらかじめ当該対象取引に係る相手方その他内閣府令で定める事項を特定するものであること。

②⑥ この法律において「有価証券債務引受業」とは、証券会社、外国証券会社、登録金融機関又は証券金融会社（以下この項において「証券会社等」という。）を相手方として、証券会社等が行う対象取引（有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他政令で定める取引をいう。）に基づく債務の引受けを行う営業をいう。

②⑦ この法律において「証券取引清算機関」とは、第百五十六条の二又は第百五十六条の十九の規定により内閣総理大臣の免許又は承認を受けた者をいう。

②⑧ この法律において「証券金融会社」とは、第百五十六条の二十四の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

第十五条 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社（外国証券会社を含む。以下この章から第二章の三まで、第二十九条第三項、第六十一条、第六十三条、第六十四条第三項第二号、第六十四条の二第二項第三号、第六十四条の七第一項及び第五項、第六十八条第一項及び第二項、第七十九条の六第一項及び第二項、第四章の二、第五章の三、第六章、第二百三条第一項並びに附則（附則第三条を除く。）において同じ。）又は登録金融機関は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を

（新設）

（新設）

②⑤ この法律において「証券金融会社」とは、第百五十六条の三の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

第十五条 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社（外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）を含む。以下この章から第二章の三まで、第二十九条第三項、第六十一条、第六十三条、第六十四条第三項第二号、第六十四条の二第一項第三号、第六十四条の七第一項及び第五項、第六十八条第一項及び第二項、第七十九条の六第一項及び第二項、第四章の二、第五章の二、第六章、第二百三条第一項並びに附則（附則第三条を除く。）において同じ。）又は登録金融機関（第六十五条の二第三項に規

生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

・ (略)

第二十三条の八 (略)

前項の規定にかかわらず、発行登録によりあらかじめその募集又は売出しが登録されている社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百二十九条第一項に規定する振替社債等のうち同法第六十六条第一号に規定する短期社債その他政令で定めるもの(その取扱いを行う振替機関(同法第二条第二項に規定する振替機関をいう。))により、その発行残高が公衆の縦覧に供されるものに限る。)については、当該発行登録がその効力を生じている場合には、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けることができる。

・ (略)

第三十四条 証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一 (略)

定する登録金融機関をいう。以下この章及び第三章(第六十五条の二を除く。))において同じ。))は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券については、これらの規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。

・ (略)

第二十三条の八 (略)

前項の規定にかかわらず、発行登録によりあらかじめその募集又は売出しが登録されている短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第二項に規定する短期社債等(その取扱いを行う振替機関(同条第三項に規定する振替機関をいう。))により、その発行残高が公衆の縦覧に供されるものに限る。)については、当該発行登録がその効力を生じている場合には、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けることができる。

・ (略)

第三十四条 証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一 (略)

一の二 社債等の振替に関する法律第二条第四項の口座管理機関として行う振替業

二 (略)

三 第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付け

四 十 (略)

五 (略)

第四十四条 証券会社又はその役員若しくは使用人は、第三十四条第二項各号に掲げる業務又は同条第四項の承認を受けた業務（第四号において「その他業務」という。）を営む場合には、次に掲げる行為をしてはならない。

一・二 (略)

三 第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引以外の方法によつて金銭を貸し付けることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為

四 (略)

第六十五条 (略)

前項本文の規定は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一・二 (略)

(新設)

二 (略)

三 第百五十六条の三第一項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付け

四 十 (略)

五 (略)

第四十四条 証券会社又はその役員若しくは使用人は、第三十四条第二項各号に掲げる業務又は同条第四項の承認を受けた業務（第四号において「その他業務」という。）を営む場合には、次に掲げる行為をしてはならない。

一・二 (略)

三 第百五十六条の三第一項に規定する信用取引以外の方法によつて金銭を貸し付けることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為

四 (略)

第六十五条 (略)

前項本文の規定は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一・二 (略)

三 第二条第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第六号から第七号の三まで及び第十号の二に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第六号及び第七号の三に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）以外の有価証券のうち、同項第三号に掲げる有価証券（商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第二項に規定する短期債券及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第二項に規定する短期農林債券に限る。）、第一条第一項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）並びに同項第五号の三、第七号の四及び第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。） 同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）。

四〇七（略）

ハ 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他政令で定める取引 有価証券等清算取次ぎ

第六十五条の二（略）

（略）

三 第二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号から第七号の三まで及び第十号の二に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号及び第七号の三に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）以外の有価証券のうち、同項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）並びに同項第五号の三、第七号の四及び第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。） 同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）。

四〇七（略）

（新設）

第六十五条の二（略）

（略）

第一項の登録を受けた銀行、信託会社その他政令で定める金融機関（以下「登録金融機関」という。）は、前条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券につき、有価証券の元引受け（第二十九条第一項第二号の有価証券の元引受けをいう。）を営業として行おうとするとき、又は前条第二項第七号に掲げる取引につき、同号に定める行為を営業として行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

）
（略）

第八十三条 （略）

内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 免許申請者がこの法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

二 免許申請者が第百五十一条、第百五十五条第一項、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第百五十六条の二十六において

第一項の登録を受けた銀行、信託会社その他政令で定める金融機関（以下この条、第六十八条第三項、第八十条第二項、第一百七十条第二項、第一百七十七条の三第一項、第百六十一条第一項、第百六十三条第二項、第百六十八条第二項及び第三項、第百六十九条、第百九十四条の五第二項並びに第二百八条において「登録金融機関」という。）は、前条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券につき、有価証券の元引受け（第二十九条第一項第二号の有価証券の元引受けをいう。）を営業として行おうとするとき、又は前条第二項第七号に掲げる取引につき、同号に定める行為を営業として行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

）
（略）

第八十三条 （略）

内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 免許申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

二 役員のうちに第二十八条の四第九号イからヘまでのいずれかに該当する者があるとき。

準用する第百五十一条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、又は第百五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定によりその受けている登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 免許申請者の役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者があるとき。

イ 第二十八条の四第九号イからハまでに掲げる者

ロ 証券取引所が第百五十一条又は第百五十五条第一項の規定により免許を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該証券取引所の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでの者

ハ 第百五十三条、第百五十五条第一項、第百五十六条の十四第三項、第百五十六条の十七第二項又は第百五十六条の三十一第三項の規定により解任を命ぜられた役員で当該処分を受けた日から五年を経過するまでの者

四 (略)

第八十七条 証券取引所は、その定款において、会員等が法令、法令に基づいてする行政官庁の処分、当該証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この条において単に「規則」という。）及び取引の信義則を遵守しなければならない旨並びに法令、法令に基づいてする行政官庁の処分若しくは規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした会員等に対し、過怠金を課し、

(新設)

三 (略)

第八十七条 証券取引所は、その定款において、会員等が法令、法令に基づいてする行政官庁の処分、当該証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この条において単に「規則」という。）及び取引の信義則を遵守しなければならない旨並びに法令、法令に基づいてする行政官庁の処分若しくは規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした会員等に対し、過怠金を課し、

その者の取引所有価証券市場における有価証券の売買等若しくはその有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限を命じ、又は除名（取引参加者にあつては、取引資格の取消し）をする旨を定めなければならない。

第一百七条（略）

前項の規定は、同項の会員等から有価証券等清算取次ぎの委託を受けて第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者が内閣府令で定める取引を行う場合には、適用しない。

第一百七条の四 会員等は、定款（株式会社証券取引所にあつては、業務規程。次項、第三項、次条第一項（第百八条の三第六項において準用する場合を含む。）、第一百七条の六第一項（第百二十四条において準用する場合を含む。）及び第百八条の三第一項において同じ。）の定めるところにより、証券取引所に対し、信託金を預託しなければならない。

（略）

第一百七条の五 会員等が取引所有価証券市場における有価証券の売買等に基づく債務の不履行により他の会員等、証券取引所又は証券取引清算機関（証券取引所の定款において定めたものに限る。）に対し損害を与えたときは、その損害を受けた会員等、証券取引所又は証券取引清算機関は、その損害を与えた会員等の信託金について、

その者の取引所有価証券市場における有価証券の売買等の停止若しくは制限を命じ、又は除名（取引参加者にあつては、取引資格の取消し）をする旨を定めなければならない。

第一百七条（略）
（新設）

第一百七条の四 会員等は、定款（株式会社証券取引所にあつては、業務規程。次項及び第三項並びに第一百七条の六第一項において同じ。）の定めるところにより、証券取引所に対し、信託金を預託しなければならない。

（略）

第一百七条の五 会員等が取引所有価証券市場における有価証券の売買等に基づく債務の不履行により他の会員等又は証券取引所に対し損害を与えたときは、その損害を受けた会員等又は証券取引所は、その損害を与えた会員等の信託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利がある。

他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

(略)

第百八条 証券取引所は、その業務規程において、その開設する取引所有価証券市場ごとに、当該取引所有価証券市場における次に掲げる事項（会員証券取引所にあつては、第一号及び第二号を除く。）に関する細則を定めなければならない。

一・二 (略)

二の二 取引証拠金に関する事項

三・八 (略)

第百八条の三 証券取引所（その取引所有価証券市場における証券先物取引等（内閣総理大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。）の全部又は一部に関し、他の証券取引清算機関に有価証券債務引受業を行わせる旨を定款で定めた場合にあつては、当該証券先物取引等について有価証券債務引受業を行う証券取引清算機関。第四項において同じ。）は、証券先物取引等について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

一～四 (略)

〽 (略)

第百三十条 会員等は、取引所有価証券市場における有価証券の売買

(略)

第百八条 証券取引所は、その業務規程において、その開設する取引所有価証券市場ごとに、当該取引所有価証券市場における次に掲げる事項（会員証券取引所にあつては、第一号及び第二号を除く。）に関する細則を定めなければならない。

一・二 (略)

(新設)

三・八 (略)

第百八条の三 証券取引所は、証券先物取引等（内閣総理大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

一～四 (略)

〽 (略)

第百三十条 会員等は、取引所有価証券市場における有価証券の売買

等（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託については、その所属する証券取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

（略）

第百五十二条（略）

証券取引所は、第八十二条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。証券取引所の規則（定款、業務規程、受託契約準則及び第百五十六条の十九の承認を受けて行つ有価証券債務引受業に係る業務方法書を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

第五章の二 証券取引清算機関等

第一節 証券取引清算機関

第百五十六条の二 有価証券債務引受業は、内閣総理大臣の免許を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

第百五十六条の三 前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号
- 二 資本金の額

等の受託については、その所属する証券取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

（略）

第百五十二条（略）

証券取引所は、第八十二条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。証券取引所の規則（定款、業務規程及び受託契約準則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

三 本店その他の営業所の名称及び所在地	四 取締役及び監査役の氏名	五 有価証券債務引受業及び第百五十六条の六第一項の業務（以下「有価証券債務引受業等」という。）並びにこれらに附帯する業務以外の業務を営むときは、その業務の内容 免許申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	一 次条第二項第二号及び第四号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面	二 定款	三 会社登記簿の謄本	四 業務方法書	五 貸借対照表及び損益計算書	六 収支の見込みを記載した書類	七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類	前項の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。	第百五十六条の四 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による免許の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。	一 定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、有価証券債
---------------------	---------------	---	-------------------------------------	------	------------	---------	----------------	-----------------	---------------------------	--	---	--------------------------------

（新設）

務引受業を適正かつ確実に遂行するために十分であること。

二 有価証券債務引受業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、有価証券債務引受業に係る収支の見込みが良好であること。

三 その人的構成に照らして、有価証券債務引受業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合したと認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 免許申請者が株式会社でないとき。

二 免許申請者がこの法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三 免許申請者が第百五十一条、第百五十五条第一項、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第百五十六条の二十六において準用する第百五十一条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、又は第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定によりその受けている登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四 免許申請者の取締役又は監査役のうちに次のイからハまでのい

ずれかに該当する者のある会社であるとき。

イ 第二十八条の四第九号イからへまでに掲げる者

ロ 証券取引清算機関が第百五十六条の十七第一項又は第二項の規定により免許を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該証券取引清算機関の取締役又は監査役であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでの者

ハ 第百五十三条、第百五十五条第一項、第百五十六条の十四第三項、第百五十六条の十七第二項又は第百五十六条の三十一第三項の規定により解任を命ぜられた役員で当該処分を受けた日から五年を経過するまでの者

五 免許申請書又はその添付書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

第百五十六条の五 内閣総理大臣は、第百五十六条の三第一項の規定

による免許の申請があつた場合において、その免許を与えることが適当でないと認めるときは、免許申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならない。

内閣総理大臣が、第百五十六条の二の規定による免許を与えることとし、又はこれを与えないこととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により免許申請者に通知しなければならない。

第百五十六条の六 証券取引清算機関は、業務方法書の定めるところにより、証券会社等（第二条第二十六項に規定する証券会社等をい

（新設）

（新設）

う。以下この項において同じ。）以外の者を相手方として、証券会社等以外の者が行う対象取引（同条第二十六項に規定する対象取引をいう。）に基づく債務の引受けを業として行うことができる。

証券取引清算機関（証券取引清算機関が証券取引所である場合を除く。以下この条、第百五十六條の十三、第百五十六條の十四及び第百五十六條の十七第一項において同じ。）は、有価証券債務引受業等及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。ただし、有価証券債務引受業に関連する業務で、当該証券取引清算機関が有価証券債務引受業を適正かつ確実に営むにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについて、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

証券取引清算機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第百五十六條の七 証券取引清算機関は、業務方法書の定めるところ

により、その業務を行わなければならない。

業務方法書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 前条第一項の業務を行う場合にあつては、その旨
- 二 有価証券債務引受業（前条第一項の業務を行う場合にあつては、有価証券債務引受業等。以下この項及び第百五十六條の十において同じ。）の対象とする債務の起因となる取引及び当該取引の

（新設）

対象とする有価証券の種類	
三 有価証券債務引受業の相手方とする者（以下「清算参加者」という。）の要件に関する事項	
四 有価証券債務引受業として行つ債務の引受け及びその履行に関する事項	
五 清算参加者の債務の履行の確保に関する事項	
六 有価証券等清算取次ぎに関する事項	
七 その他内閣府令で定める事項	
第百五十六条の八 証券取引清算機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。	（新設）
第百五十六条の九 証券取引清算機関は、特定の清算参加者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。	（新設）
第百五十六条の十 証券取引清算機関は、有価証券債務引受業により損失が生じた場合に清算参加者が当該損失の全部を負担する旨を業務方法書において定めることその他の有価証券債務引受業の適切な遂行を確保するための措置を講じなければならない。	（新設）
第百五十六条の十一 証券取引清算機関が業務方法書で清算預託金（清算参加者が証券取引清算機関に対し債務の履行を担保するために	（新設）

預託する金銭その他の財産（内閣府令で定めるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を定めている場合において、清算参加者が債務の不履行により証券取引清算機関に対し損害を与えたときは、その損害を受けた証券取引清算機関は、その損害を与えた清算参加者の清算預託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

第百五十六条の十二 証券取引清算機関は、定款又は業務方法書を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（新設）

第百五十六条の十三 証券取引清算機関は、第百五十六条の三第二項第二号から第四号までに掲げる事項のいずれかに変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、同条第二項第一号又は第三号に掲げる書類を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第百五十六条の十四 第百五十六条の四第二項第四号イからハまでのいずれかに該当する者は、証券取引清算機関の取締役又は監査役となることができない。

（新設）

証券取引清算機関の取締役又は監査役が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

内閣総理大臣は、不正の手段により証券取引清算機関の取締役若

（新設）

しくは監査役となつた者のあることを発見したとき、又は証券取引
清算機関の取締役若しくは監査役が法令若しくは法令に基づく行政
官庁の処分に違反したときは、当該証券取引清算機関に対し、当該
取締役又は監査役の解任を命ずることができる。

第百五十六條の十五 内閣総理大臣は、有価証券債務引受業の適正が

つ確実な遂行のため必要があると認めるときは、証券取引清算機関
に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を
命じ、又は当該職員に、証券取引清算機関の営業所に立ち入り、そ
の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査さ
せ、若しくは関係者に質問させることができる。

第百五十六條の十六 内閣総理大臣は、有価証券債務引受業の適正が

つ確実な遂行のため必要があると認めるときは、その必要の限度に
おいて、証券取引清算機関に対し、業務の運営又は財産の状況の改
善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第百五十六條の十七 内閣総理大臣は、証券取引清算機関がその免許

を受けた当時第百五十六條の四第二項各号のいずれかに該当してい
たことを発見したときは、その免許を取り消すことができる。

内閣総理大臣は、証券取引清算機関が法令又は法令に基づく行政
官庁の処分に違反したときは、第百五十六條の二の免許若しくは第
百五十六條の六第二項ただし書若しくは第百五十六條の十九の承認

(新設)

(新設)

(新設)

を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその役員の解任を命ずることができる。

第百五十六條の十八 証券取引清算機関の有価証券債務引受業の廃止

又は解散の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第百五十六條の十九 証券取引所は、第八十七條の二及び第百五十六

條の二の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けて有価証券債務引受業等及びこれに附帯する業務を営むことができる。

第百五十六條の二十 内閣総理大臣は、前條の承認を受けた証券取引

所が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により前條の承認を受けたとき。
- 二 第八十條第一項の免許を取り消されたとき。
- 三 第百三十四條第一項各号のいずれかに該当するとき。

第二節 雑則

第百五十六條の二十一 有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した顧客を当該有価証券等清算取次ぎに係る対

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

象取引（第二条第二十六項に規定する対象取引をいう。）を行う者とみなして、第百七条の六（第百二十四条において準用する場合を含む。）及び第百八条の三第一項から第三項までの規定を適用する¹

証券先物取引等に係る有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した顧客を当該証券先物取引等の取次ぎを行う者とみなして、第百八条の三第一項から第三項までの規定を適用する。

第百五十六條の二十二 第百五十六條の二から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、内閣府令で定める。

第五章の三 証券金融会社

第百五十六條の二十三 （略）

第百五十六條の二十四 （略）

第百五十六條の二十五 （略）

内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

（新設）

第五章の二 証券金融会社

第百五十六條の二 （略）

第百五十六條の三 （略）

第百五十六條の四 （略）

内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 申請者が資本の額が第百五十六條の二十三の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

二 (略)

三 申請者が第百五十一條、第百五十五條第一項、第百五十六條の十七第一項若しくは第二項、次条において準用する第百五十一條若しくは第百五十六條の三十二第一項の規定により免許を取り消され、又は第五十六條第一項若しくは第五十六條の二第三項の規定によりその受けている登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四 申請者がその役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

イ (略)

ロ 証券金融会社が第百五十六條の三十二第一項の規定により免許を取り消された場合において、その取消しの日以前三十日内に当該証券金融会社の取締役であつた者で、その取消しの日から五年を経過するまでのもの

ハ 第百五十三條、第百五十五條第一項、第百五十六條の十四第三項、第百五十六條の十七第二項、次条において準用する第百五十一條又は第百五十六條の三十一第三項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該処分にあつた日から五年を経過するまでのもの

五 (略)

一 申請者が資本の額が第百五十六條の二の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

二 (略)

三 申請者が第百五十六條の十一第一項の規定により免許を取り消され、又は第五十六條第一項若しくは第五十六條の二第三項の規定によりその受けている登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四 申請者がその役員のうちに次のイからハまでのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

イ (略)

ロ 証券金融会社が第百五十六條の十一第一項の規定により免許を取り消された場合において、その取消しの日以前三十日内に当該証券金融会社の取締役であつた者で、その取消しの日から五年を経過するまでのもの

ハ 第百五十三條又は第百五十六條の十第三項の規定により解任を命ぜられた役員で、当該処分にあつた日から五年を経過するまでのもの

五 (略)

第百五十六條の二十六 第八十四條及び第百五十一條の規定は、証券金融会社の免許について準用する。この場合において、同条中「第八十三條第二項各号のいずれか」とあるのは、「第百五十六條の二十五第二項各号のいずれか」と読み替えるものとする。

第百五十六條の二十七 証券金融会社は、第百五十六條の二十四第一項に規定する業務の遂行を妨げない限度において、当該業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 有価証券の貸借（第百五十六條の二十四第一項に規定する業務を除く。）又は有価証券の貸借の媒介若しくは代理

二 証券会社に対する金銭の貸付け（第百五十六條の二十四第一項に規定する業務を除く。）

三・四 （略）

（略）

証券金融会社は、第一項及び第百五十六條の二十四第一項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

内閣総理大臣は、前項の承認を受けようとする証券金融会社がある場合において、当該証券金融会社がその承認を受けようとする業務を兼ねて営むことが第百五十六條の二十四第一項に規定する業務の遂行を妨げるものであると認めるときは、当該証券金融会社に通知して当該職員に審問を行わせた後、前項の承認を与えないことができる。

第百五十六條の五 第八十四條及び第百五十一條の規定は、証券金融会社の免許について準用する。この場合において、同条中「第八十三條第二項各号のいずれか」とあるのは、「第百五十六條の四第二項各号のいずれか」と読み替えるものとする。

第百五十六條の六 証券金融会社は、第百五十六條の三第一項に規定する業務の遂行を妨げない限度において、当該業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 有価証券の貸借（第百五十六條の三第一項に規定する業務を除く。）又は有価証券の貸借の媒介若しくは代理

二 証券会社に対する金銭の貸付け（第百五十六條の三第一項に規定する業務を除く。）

三・四 （略）

（略）

証券金融会社は、第一項及び第百五十六條の三第一項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

内閣総理大臣は、前項の承認を受けようとする証券金融会社がある場合において、当該証券金融会社がその承認を受けようとする業務を兼ねて営むことが第百五十六條の三第一項に規定する業務の遂行を妨げるものであると認めるときは、当該証券金融会社に通知して当該職員に審問を行わせた後、前項の承認を与えないことができる。

第百五十六條の二十八 証券金融会社は、第百五十六條の二十四第一項に規定する業務の内容若しくは方法を変更しようとするとき、又は資本の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

証券金融会社は、金銭若しくは有価証券の貸付け（第百五十六條の二十四第一項に規定する業務に係るものに限る。）の条件を決定若しくは変更しようとするとき、資本の額を増加しようとするとき、又は商号を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。

証券金融会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第百五十六條の二十四第二項第二号又は第三号に掲げる事項に変更があつたとき。

二・三 （略）

第百五十六條の二十九 内閣総理大臣は、証券金融会社の金銭又は有価証券の貸付け（第百五十六條の二十四第一項に規定する業務に係るものに限る。）の方法又は条件について、これらが一般の経済状況にかんがみて適正を欠くに至つたと認められる場合又は取引所有価証券市場若しくは店頭売買有価証券市場に不健全な取引の傾向がある場合において、取引所有価証券市場若しくは店頭売買有価証券

第百五十六條の七 証券金融会社は、第百五十六條の三第一項に規定する業務の内容若しくは方法を変更しようとするとき、又は資本の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

証券金融会社は、金銭若しくは有価証券の貸付け（第百五十六條の三第一項に規定する業務に係るものに限る。）の条件を決定若しくは変更しようとするとき、資本の額を増加しようとするとき、又は商号を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。

証券金融会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第百五十六條の三第二項第二号又は第三号に掲げる事項に変更があつたとき。

二・三 （略）

第百五十六條の八 内閣総理大臣は、証券金融会社の金銭又は有価証券の貸付け（第百五十六條の三第一項に規定する業務に係るものに限る。）の方法又は条件について、これらが一般の経済状況にかんがみて適正を欠くに至つたと認められる場合又は取引所有価証券市場若しくは店頭売買有価証券市場に不健全な取引の傾向がある場合において、取引所有価証券市場若しくは店頭売買有価証券市場にお

市場における売買を公正にし、又は有価証券の流通を円滑にするために特に必要があると認めるときは、その変更を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第百五十六條の三十 (略)

第百五十六條の三十一 第百五十六條の二十五第二項第四号イから八までの一に該当する者は、証券金融会社の役員となることができない。

・ (略)

第百五十六條の三十二 (略)

第百五十六條の三十三 内閣総理大臣は、第百五十六條の二十九の規定による命令のほか、証券金融会社の業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、当該証券金融会社に対し、業務の内容容若しくは方法の変更その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(略)

ける売買を公正にし、又は有価証券の流通を円滑にするために特に必要があると認めるときは、その変更を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第百五十六條の九 (略)

第百五十六條の十 第百五十六條の四第二項第四号イから八までの一に該当する者は、証券金融会社の役員となることができない。

・ (略)

第百五十六條の十一 (略)

第百五十六條の十二 内閣総理大臣は、第百五十六條の八の規定による命令のほか、証券金融会社の業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、当該証券金融会社に対し、業務の内容容若しくは方法の変更その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(略)

第百五十六條の三十四 (略)

第百五十六條の三十五 (略)

第百五十六條の三十六 次に掲げる事項は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 証券金融会社の業務(第百五十六條の二十四第一項に規定する業務に限る。)の廃止又は解散の決議

二 (略)

第百五十六條の三十七 第百五十六條の二十三から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、内閣府令で定める。

第百八十八條 証券会社、証券業協会、投資者保護基金、証券取引所若しくはその会員等、証券取引清算機関若しくはその清算参加者又は証券金融会社は、別にこの法律で定める場合のほか、内閣府令(投資者保護基金については、内閣府令・財務省令)で定めるところにより、帳簿、計算書、通信文、伝票その他業務に関する書類を作成し、これを保存し、又は業務に関する報告を提出しなければならない。

第百九十條 第二十六條(第二十七條において準用する場合を含む)。

第百五十六條の十三 (略)

第百五十六條の十四 (略)

第百五十六條の十五 次に掲げる事項は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 証券金融会社の業務(第百五十六條の三第一項に規定する業務に限る。)の廃止又は解散の決議

二 (略)

第百五十六條の十六 第百五十六條の二から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、内閣府令で定める。

第百八十八條 証券会社、証券業協会、投資者保護基金、証券取引所若しくはその会員等又は証券金融会社は、別にこの法律で定める場合のほか、内閣府令(投資者保護基金については、内閣府令・財務省令)で定めるところにより、帳簿、計算書、通信文、伝票その他業務に関する書類を作成し、これを保存し、又は業務に関する報告を提出しなければならない。

第百九十條 第二十六條(第二十七條において準用する場合を含む)。

）、第二十七条の二十二第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十一第一項、第五十九条第一項（第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第六十五条の第二十項、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第五百五十四条、第百五十六條の十五、第百五十六條の三十四又は第百八十七條第四號の規定により検査をする職員は、その身分を示す証券を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

（略）

第百九十四条の三 内閣総理大臣は、証券会社、証券業協会、証券取引所、証券取引清算機関又は証券金融会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一七七（略）

八 第百五十六條の十七第一項若しくは第二項の規定による第百五十六條の二の免許の取消し又は第百五十六條の十七第二項若しくは第百五十六條の二十の規定による第百五十六條の十九の承認の取消し

九 第百五十六條の十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

十 第百五十六條の二十六において準用する第百五十一條又は第百

）、第二十七条の二十二第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十一第一項、第五十九条第一項（第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第六十五条の第二十項、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第五百五十四条、第百五十六條の十三又は第百八十七條第四號の規定により検査をする職員は、その身分を示す証券を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

（略）

第百九十四条の三 内閣総理大臣は、証券会社、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一七七（略）

（新設）

（新設）

八 第百五十六條の五において準用する第百五十一條又は第百五十

五十六條の三十二第一項の規定による第百五十六條の二十四第一項の免許の取消し

十一 第百五十六條の三十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

第百九十四條の四 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。ただし、第七十九條の五十三第三項の規定により財務大臣に通知したときは、この限りでない。

一〇十七 (略)

十八 第百五十六條の二の規定による免許又は第百五十六條の十九の規定による承認

十九 第百五十六條の十七第一項若しくは第二項の規定による第百五十六條の二の免許の取消し又は第百五十六條の十七第二項若しくは第百五十六條の二十の規定による第百五十六條の十九の承認の取消し

二十 第百五十六條の十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二十一 第百五十六條の十八の規定による認可

二十二 第百五十六條の二十四第一項の規定による免許

二十三 第百五十六條の二十六において準用する第百五十一条又は第百五十六條の三十二第一項の規定による第百五十六條の二十四第一項の免許の取消し

六條の十一第一項の規定による第百五十六條の三第一項の免許の取消し

九 第百五十六條の十一第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

第百九十四條の四 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。ただし、第七十九條の五十三第三項の規定により財務大臣に通知したときは、この限りでない。

一〇十七 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

十八 第百五十六條の三第一項の規定による免許

十九 第百五十六條の五において準用する第百五十一条又は第百五十六條の十一第一項の規定による第百五十六條の三第一項の免許の取消し

二十四 第百五十六條の三十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二十五 第百五十六條の三十六の規定による認可

・ (略)

第百九十四條の五 (略)

財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、証券取引に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、証券会社、登録金融機関、証券業協会、証券取引所、証券取引清算機関、証券金融会社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第百九十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 十六 (略)

十七 第百五十六條の二の規定に違反して有価証券債務引受業を営んだ者

十八 第百五十六條の二十四第一項の規定に違反して内閣総理大臣の免許を受けないで同項に規定する業務を営んだ者

十九・二十 (略)

第百九十八條の四 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、

二十 第百五十六條の十一第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二十一 第百五十六條の十五の規定による認可

・ (略)

第百九十四條の五 (略)

財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、証券取引に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、証券会社、登録金融機関、証券業協会、証券取引所、証券金融会社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第百九十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 十六 (略)

(新設)

十七 第百五十六條の三第一項の規定に違反して内閣総理大臣の免許を受けないで同項に規定する業務を営んだ者

十八・十九 (略)

第百九十八條の四 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、

その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所、証券取引清算機関又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二（略）

三 第七十九条の十三第一項の規定による停止若しくは禁止、第百五十五条第一項の規定による停止、変更、禁止若しくは措置、第百五十六条の十七第二項の規定による停止又は第百五十六条の三十二第一項の規定による停止の処分に違反したとき。

第百九十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十八条の二（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第八十二条、第百五十六条の三第一項若しくは第二項又は第百五十六条の二十四第二項若しくは第三項の規定による申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれを提出した者

二 第四十九条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第百五十六条の三十五の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三・七（略）

八 第五十九条第一項若しくは第三項、第六十五条の二十項、第

その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二（略）

三 第七十九条の十三第一項の規定による停止若しくは禁止、第百五十五条第一項の規定による停止、変更、禁止若しくは措置又は第百五十六条の三十一第一項の規定による停止の処分に違反したとき。

第百九十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十八条の二（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第八十二条又は第百五十六条の三第二項若しくは第三項の規定による申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれを提出した者

二 第四十九条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第百五十六条の十四の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三・七（略）

八 第五十九条第一項若しくは第三項、第六十五条の二十項、第

七十九条の十四、第五百五十四条、第五百五十六条の十五、第五百五十六条の三十四又は第八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九十二（略）

第九十九条 第七十九条の十四、第五百五十四条、第五百五十六条の十五又は第五百五十六条の三十四の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した場合においては、その行為をした証券業協会、証券取引所、証券取引清算機関、証券金融会社又は証券取引所に上場されている有価証券若しくは店頭売買有価証券の発行者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百条の三 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一八（略）

九 第五百五十六条の二十七第三項の規定による承認を受けないで第五百五十六条の二十四第一項及び第五百五十六条の二十七第一項各号に規定する業務以外の業務を営んだとき。

十 第五百五十六条の二十八第一項の規定による認可を受けないで、

七十九条の十四、第五百五十四条、第五百五十六条の十三又は第八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九十二（略）

第九十九条 第七十九条の十四、第五百五十四条又は第五百五十六条の十三の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した場合においては、その行為をした証券業協会、証券取引所、証券金融会社又は証券取引所に上場されている有価証券若しくは店頭売買有価証券の発行者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百条の三 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一八（略）

九 第五百五十六条の六第三項の規定による承認を受けないで第五百五十六条の三第一項及び第五百五十六条の六第一項各号に規定する業務以外の業務を営んだとき。

十 第五百五十六条の七第一項の規定による認可を受けないで、同項

同項の規定により内閣総理大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき。

第二百四条 第七十九条の十一、第七十九条の四十七、第八十七条の六又は第一百五十六条の八の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百六条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券業協会、投資者保護基金、証券取引所、証券取引清算機関又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇九（略）

十 第一百五十六条の六第三項又は第一百五十六条の十三の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一 第一百五十六条の十二の規定に違反したとき。

十二 第一百五十六条の二十七第二項又は第一百五十六条の二十八第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第二百七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたと

の規定により内閣総理大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき。

第二百四条 第七十九条の十一、第七十九条の四十七又は第八十七条の六の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百六条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券業協会、投資者保護基金、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇九（略）

（新設）

（新設）

十 第一百五十六条の六第二項又は第一百五十六条の七第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第二百七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたと

きは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第百九十八条第一号から第十号まで若しくは第第十九号、第百九十八条の三又は第百九十八条の四 三億円以下の罰金刑

三・四 (略)

五 第百九十八条第十一号から第十四号まで、第十七号若しくは第十八号、第百九十八条の五第五号、第六号、第九号若しくは第十号、第二百条第十六号、第二百条の三(第一号、第二号、第五号及び第七号を除く。)、第二百五条、第二百五条の二又は前条(第五号から第七号までを除く。) 各本条の罰金刑

2・3 (略)

第二百八条 有価証券の発行者、証券会社若しくは登録金融機関の代表者若しくは役員、外国証券会社の国内における代表者(外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。)、証券業協会の役員(仮理事を含む。) 若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員(仮理事及び仮監事を含む。) 若しくは清算人、証券取引所の役員(仮理事及び仮取締役を含む。)、代表者であつた者若しくは清算人、証券取引清算機関の代表者若しくは役員又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合において、三十万円以下の過料に処する。

一(三) (略)

きは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第百九十八条第一号から第十号まで若しくは第第十八号、第百九十八条の三又は第百九十八条の四 三億円以下の罰金刑

三・四 (略)

五 第百九十八条第十一号から第十四号まで若しくは第第十七号、第百九十八条の五第五号、第六号、第九号若しくは第十号、第二百条第十六号、第二百条の三(第一号、第二号、第五号及び第七号を除く。)、第二百五条、第二百五条の二又は前条(第五号から第七号までを除く。) 各本条の罰金刑

2・3 (略)

第二百八条 有価証券の発行者、証券会社若しくは登録金融機関の代表者若しくは役員、外国証券会社の国内における代表者(外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。)、証券業協会の役員(仮理事を含む。) 若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員(仮理事及び仮監事を含む。) 若しくは清算人、証券取引所の役員(仮理事及び仮取締役を含む。)、代表者であつた者若しくは清算人又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一(三) (略)

四 第五十六条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十六条の二第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五、第百五十六
条の十六又は第百五十六条の三十三第一項の規定による命令（第
五十六条第一項の命令においては、業務の停止の処分を除く。）
に違反したとき。

五 二十三（略）

四 第五十六条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十六条の二第一項、第七十九条の三十七第五項、第七十九条の七十五又は第百五十
六条の十二第一項の規定による命令（第五十六条第一項の命令に
おいては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

五 二十三（略）